

午前10時01分 開会

○議長（松川峰生君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

会議に先立ち、報告事項がございます。

去る6月2日、福岡県北九州市において開催されました九州市議会議長会第86回定期総会外2件の会議に出席いたしましたが、その概要については、お手元に報告書を配付しておりますので、これを御了承願います。

これより、会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第6号により行います。

日程第1により、上程中の全議案に対する各常任委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次報告を願います。

（観光経済委員会委員長・永井 正君登壇）

○観光経済委員会委員長（永井 正君） 観光経済委員会は、去る6月17日の本会議において付託を受けました議第39号平成23年度別府市一般会計補正予算（第2号）関係部分につきまして、6月23日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について、御報告申し上げます。

まず、観光まちづくり課関係部分では、3月の東日本大震災により、3万人を超える宿泊キャンセルが生じ、本市の観光産業に厳しい状況をもたらしていることから、これを打開するため、別府市旅館ホテル組合連合会が実施する「緊急誘客対策事業」に補助金を交付しようとするものとの説明がなされました。

委員から、この補助金について、団体客に少しでも多く商店街などで消費をしてもらうための働きかけや補助金の使途のチェック体制、事業効果の検証などについての意見や要望が相次ぎました。当局から、今回の補正計上に至った経緯として、本市はこれまでさまざまな緊急経済対策事業を行ってきたが、観光は一過性のイベント等の開催にとどまっており、より効果的な施策として市も予算を投入することは、震災発生前から検討していた。事業は行政主導でなく、民間も含めたものとして検討していたが、震災の発生により早急な対策の必要性が生じたため、緊急事業として補正計上をしたものであり、指摘された点については、可能な限り、別府市旅館ホテル組合連合会や各旅行エージェン트에働きかけていきたい等の答弁がなされました。

一方、市の基幹産業である観光産業に対し、何らかの手立てをしようとする気持ちはわかるが、8億円の経済効果というお金の流れだけでなく、観光に携わる人が収入につながることを実感できるよう補助金を活用するためには、もう少し時間をかけて審議することが必要ではないかといった意見もなされました。これに対し当局から、九州内の他都市においてもすでに同様の取り組みを行っているところがあり、即効性のある緊急策として、本市も取り組みたいとの答弁がなされました。

さらに委員から、県が8月もしくは9月に実施しようとしている観光浮揚策に対する行政のバックアップや観光客誘致の継続的な実施についてどのように考えているのかなど、さまざまな意見がなされました。最後に当局から、緊急誘客事業としての補助金は今回限りの事業であるが、観光客誘致については、団体だけでなく個人客も含めて、継続した取り組みが必要と考えており、今後は関係団体等との協議や議会への相談を重ねながら、通年もしくは複数年で実施できる効果的な施策を検討したいとの答弁を了とした次第であります。

次に、農林水産課関係部分では、渇水対策を行う農家に対して緊急的に助成措置を行う渇水緊急対策事業補助金などを補正計上しようとするものとの説明がなされました。

複数の委員から、補助対象の条件等についての質疑に対し、当局から、この補助金の基準は、ことしの4月から6月末までの間、一定基準以下の降雨量及び20日以上干天日

数並びに農業用水の不足により、農家がポンプ機材等を共同購入したところが対象になるとの説明を了としました。

最終的に採決の結果、議第39号平成23年度別府市一般会計補正予算（第2号）関係部分は、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

（厚生消防委員会委員長・加藤信康君登壇）

○厚生消防委員会委員長（加藤信康君） 去る6月17日の本会議において、厚生消防委員会に付託を受けました議第39号平成23年度別府市一般会計補正予算（第2号）関係部分外2件について、6月23日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果について報告いたします。

初めに、議第39号平成23年度別府市一般会計補正予算（第2号）関係部分についてであります。

児童家庭課関係部分についてであります。歳出では、子育てに関する支援や児童虐待防止対策強化の広報・啓発を目的とした、ファミリーコンサート実施のための経費、子育て世帯の住宅環境の向上を目的とした、子ども部屋等の増改築工事に対し、工事費の15%を助成する経費、また増加する児童虐待相談に対応するため、虐待や保護を必要としている家庭への支援や相談も行う、子育て支援センター「にじのひろば」を民間で開設、委託に要する経費を計上、歳入では、これらの事業に対する国・県の補助金を計上する旨の当局説明がありました。

委員より、子育て支援センターの設置場所、今後の設置予定、公立運営・民間委託の区分け等について質問がなされ、当局より、既存施設の設置場所の説明、今後については中部地区での開設を計画しているとの説明がなされました。さらに、区分けについては、公立だけでは不十分な事業等を補うため民間委託を行うものであり、幅広い支援を実施するものであるとの説明があり、これに対し委員より、様々な事情はあるが、官民一体となって子育ての相談に対応していく必要があるとの意見がなされました。そのほか、ファミリーコンサートの広報及び募集方法等の質問がなされ、それぞれ当局説明を受け、了とした次第であります。

次に、高齢者福祉課関係部分についてであります。歳出では、認知症高齢者グループホームの開設、小規模多機能型居宅介護事業所のスプリンクラーの設置、高齢者世帯の住居の簡易耐震化やバリアフリー化に係る費用に対し助成を行うための経費を計上、歳入では、これらの事業に対する県の補助金を計上する旨の当局説明がありました。

委員より、建設に当たっては地元業者への発注が望ましいとの意見がなされ、これに対し当局より、契約に当たり配慮を行いたいとの答弁がなされました。そのほか、グループホームの完成時期等について質問がなされ、当局説明を受け、これを了とし、最終的に議第39号平成23年度別府市一般会計補正予算（第2号）関係部分については、それぞれ採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第43号市有地の貸し付けについてであります。社会福祉法人別府市知的障害者育成会に貸し付けていた市有地を引き続き無償貸し付けする旨の当局説明があり、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、議第45号市長専決処分について、関係部分であります。消防本部より、東日本大震災の被災地へ職員を派遣したため、これに係る経費を計上した旨の説明を受け、採決の結果、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

す。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

(建設水道委員会委員長・吉富英三郎君登壇)

○建設水道委員会委員長(吉富英三郎君) 建設水道委員会は、去る6月17日の本会議において付託を受けました議第41号別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、外2件について、6月23日に委員会を開会し、慎重に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第41号別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

市営上人ヶ浜住宅のAは、昭和25年建設の築後61年を経過した木造建物であり、また、老朽化が激しいことから、入居者との住みかえ協議を経て、市営上人ヶ浜住宅Aを廃止したいとの当局説明がなされました。

これに対し委員より、廃止することは理解できるものであるが、跡地の利活用については、別府競輪場の駐車場として活用すべきとの要望や意見がなされ、当局より、議会で可決をいただいた後、市営住宅用地としての行政目的が完了することから、用途を変更し、所管する部署等にもその旨伝えたいとの答弁がなされた次第であります。

最終的に採決の結果、議第41号については、当局説明を了とし、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第45号市長専決処分についての関係部分であります。

この議案は、去る3月11日に発生した東日本大震災に伴う復興支援等に要する関連経費であり、建設部3課に関係するものであります。

まず初めに、下水道課関係部分では、日本下水道協会より、下水道施設の被災状況調査のため、職員の応援派遣要請に応じる諸経費であり、1次調査での派遣待機は解除されたものではあるが、現在、2次調査等の支援要請にこたえるべく即応体制を整えているとの当局説明がなされました。

次に、建築住宅課関係部分については、国土交通省より、大分県を通じ被災者向け公営住宅等への入居について配慮をいただきたいとの要請があり、被災者救済のため、市営住宅10戸の改修費用を計上したこと。また、現時点では3世帯7名の方が東北地方より転居され、入居しているとの説明がなされた次第であります。

次に、建築指導課関係部分では、同じく大分県より、震災で被害を受けた建築物や宅地の危険度を判定し、余震などによる2次災害を防止するための「被災建築物応急危険度判定士」2名及び被災した宅地調査のための「被災宅地危険度判定士」1名の派遣準備依頼に基づく所要の経費を計上したものであること。

なお、現在は、震災で被害を受けた建築物の危険度を判定する「被災建築物応急危険度判定士」2名の派遣要請については、解除されているとの説明がなされました。

最終的に議第45号関係部分については、いずれも当局説明を適切妥当と認め、全員異議なく承認すべきものと決定した次第であります。

最後に、議第44号市長専決処分については、西別府住宅建てかえ事業におけるC-1棟及びC-2棟における工事出来高が、周辺住民への説明に期間を要したことから、繰越明許費補正をし、本年11月末の完成を目指しているとの当局説明を了とし、議第44号については、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定をいたしました。

以上が、当委員会に付託を受けました、議案の審査とその結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

(総務文教委員会委員長・首藤 正君登壇)

○総務文教委員会委員長（首藤 正君） 総務文教委員会は、去る6月17日の本会議において付託を受けました議第39号平成23年度別府市一般会計補正予算（第2号）関係部分外7件について、6月23日に委員会を開会し、審査を行いましたので、その経過と結果について、御報告を申し上げます。

初めに、議第39号財産活用課関係部分については、本庁舎空調設備の室外機2基のうち1基が停止したことを受け、原因を調査したところ、設備自体について経年による劣化が進んでおり、修繕は困難であるとの判断のもと、設備の更新を実施するものであるとの説明を受けました。

委員からは、今後の本庁舎のリニューアル等についてどういうものを想定しているのか質疑があり、これに対して当局からは、本年度本庁舎の劣化診断調査等を行い、中長期的な改修計画を定め、施設の延命化等を考えているとの説明があり、これを了といたしました。

また、その他の公共施設についても耐震強度について問題のある施設があるので、その取り扱いについて基本方針、計画を示していくよう委員から意見がなされました。

次に、自治振興課関係部分ですが、「別府市防災ガイドマップ」を全面改訂することについて、官民協働の地域貢献事業として、民間の地図製作会社と協力して作成するもので、本市負担分として外国人向けの防災ガイドマップ英語版について作成委託料を計上したものであるとの説明を受けました。委員からは、ガイドマップの記載内容や配布方法等について、るる意見がありましたが、当局から詳細な説明を受け、これを了とした次第であります。

続きまして、スポーツ健康課関係部分ですが、「大分元気っ子体力パワーアップ事業」については、県委託金を受け、児童生徒の体力向上や、予期せぬ危険から身を守ることができるようにする取り組みを行うとの説明を受けました。

また、公園テニスコートの整備事業について、改修工事に至る経緯等の説明を受け、これを了といたしました。

そのほか、本委員会補正予算関係部分についても、当局説明を了とし、採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、条例議案2件についてであります。

まず、議第40号別府市税条例の一部改正については、地方税法の一部が改正され、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図るため措置が定められたことに伴い、条例を改正しようとするものであるとの説明を了といたしました。

また、議第42号別府市暴力団排除条例の制定については、市の事務や事業から暴力団を排除すること。また、青少年に対する教育として、加入せず、被害を受けないよう教育を行うこと。さらに、市民、事業者に対する支援として、情報の提供を行うこと等、具体的内容について説明があり、委員からは、実効性のある運用をしてほしいとの要望がありました。

以上、条例議案2件については、最終的に採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に議第45号から議第49号までの市長専決処分については、それぞれ地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであり、関係各課より報告を受けました。

委員からは、議第45号について 東日本大震災被災地への職員派遣実績の確認、また、議第46号については、国民健康保険事業特別会計決算時の繰り上げ充用に関連して、一般会計からの繰り入れによる累積赤字の解消についての意見、さらに、議第47号については 暫定的に引き上げた出産育児一時金の支給額の恒久化に伴う増額分の財源について、産科医療補償制度について確認がありました。それぞれ市当局の説明を適切妥当と認

め、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案8件に対する審査の経過と結果についての御報告といたします。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○議長(松川峰生君) 以上で、各委員長の報告は終わりました。

少数意見の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

(24番・泉 武弘君登壇)

○24番(泉 武弘君) 私は、議第39号別府市一般会計補正予算(第2号)観光宣伝費観光客誘致受け入れに要する経費の追加額、緊急誘客対策事業費補助金5,000万円に、反対の討論をします。

この予算は、20人以上の団体旅行を企画・送客した旅行会社に、別府市旅館ホテル組合連合会を經由して4,000万円の補助金を出すものです。残りの1,000万円は、別府市旅館ホテル組合連合会が関西以西の宣伝費に充てる予算となっています。この予算の問題点や疑問は、次のとおりです。

なぜ20人以上の団体なのか、なぜ個人は含まれないのか、なぜ団体客と個人客を公費助成で差別するのか。20名以上の団体に限定すれば、旅館ホテル組合連合会の中で収容可能な一部のホテル・旅館しか恩恵を受けない。5,000万円の補助金に対して旅館ホテル組合連合会は事務費として、わずかに26万円しか負担をしていません。これでは受益者の負担金額で市民の理解が得られるとは到底思えません。行政が、旅行者を公費で助成すれば、観光地の間で集客に対する補助金競争になる懸念があります。行政が公費助成をすることで観光客の誘致コストの増加につながる懸念があります。さらに、すでに独自の営業努力によって集客をしているホテル・旅館がある中で、この補助金は旅行者に公費助成を行い、直接集客しているホテル・旅館には公費助成を行わない。なぜ同じ集客に対して公費助成で差別するのか理解ができません。

経済効果を8億円と見込んでいますが、一番利益を得るのはホテル・旅館であり、ほかの観光関連産業に大きな波及効果があるとは到底思えません。補助効果を交付実績から積算することになりますが、補助を実施した場合としない場合の効果額を比較することは、極めて難しいと指摘しておきます。経済効果を交付実績や宿泊者数の指標だけではなく、旅館・ホテルや飲食店などで公費助成で観光客がふえたことを証明することは、極めて困難だということを指摘しておきたいと思えます。

旅行業法では、旅行会社が受け取る旅行業務取り扱い料金は旅行代金に含まれており、旅行業法及び旅行約款にそのことは定められています。旅行会社は、旅行者から所定の旅行業務取り扱い料金を受け取っていますので、通常の手続きからいえば、今回の補助金は実質旅行会社を公費で助成することになります。このように公費で旅行者を助成することは、法的にも大きな問題があるということを厳しく指摘しておきたいと思えます。

補助金交付先は別府市旅館ホテル組合連合会で、組合が旅行会社からの実績報告に応じ支給することになりますが、補助申請から実績報告までのチェック体制が明確になっていません。果たして20名以上の団体旅行とは、一体どのようなものが対象になるのでしょうか。新聞広告などで紹介をされているようなものも含まれるのでしょうか。どのようにして、対象となる旅行と対象外旅行の線引きをするのでしょうか。

すでに観光まちづくり課は、スポーツ大会開催補助金を支出しています。この補助金とのすみ分けはできているのでしょうか。例えば、スポーツ合宿で20名以上の団体が市内に宿泊する場合は、大学などの補助申請団体、旅行会社それぞれが補助金交付団体になるのか整理できていません。別府市の観光宣伝をなぜ旅館ホテル組合連合会に1,000万

円で委託するのか、私には理解できません。

補助交付金の目的を東日本大震災発生後、宿泊キャンセルが相次ぎ、大変厳しい状況に置かれている別府観光を盛り返すためとしています。震災による影響は、ひとえに別府市だけではなく全国的な問題でございます。さらに、障がいを持つ人の団体、高齢者の団体の中には、運営資金にも窮している団体が散見されます。このような状況の中で特定の旅行会社に多額の補助金を出すことは、公平性の観点からも許されないと私は考えています。

議員の皆さん、以上が、私が補助金に反対する理由です。納税者の中には年金で生活している方や障がいを持っている方もいます。また、失業中の方もいるかもしれません。社会的弱者と言われる高齢者や障がいを持っている方々の団体には、運営資金にも困っている団体がいるのが現状です。緊急誘客対策を名目に税金で旅行業者を助成することは、決して納税者の理解を得ることはできません。

また、先日、市内のホテルで行われた「浜田市長を励ます会」で、市長みずから、「私を必要としてくれる人、必要としない人がわかった。選挙で支えてくれた人には全力で恩返しする」と述べています。まさにこの予算は、選挙で市長を支えた人に対する「恩返し予算」ではないかとの懸念が払拭できません。

議員の皆さん、地方自治法第2条14項は、行政は、その事務を処理するに当たって、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと定めています。私たちは、この法律に従って税金の効果的な使い方を厳しくチェックしなければなりません。また、その権利を有権者から与えていただいたのです。議員の皆さんは、さきの選挙で、税金の効率的な使い方をチェックすると約束したのではないのでしょうか。今、その約束を守らなければならないのです。その約束を実行するのが、議決なのです。

私は、議決は議員の命だと思っています。議会不要論が出る中、市民向けの発言やポーズはもう許されません。今回の補助金のように特定の旅行業者に対して無原則に税金を使うことに反対することを明確にして、私の討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（松川峰生君） 以上で、通告による討論は終わりました。これにて、討論を終結いたします。

これより、上程中の全議案について、順次採決を行います。

上程中の全議案のうち、議第39号平成23年度別府市一般会計補正予算（第2号）に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松川峰生君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第40号別府市税条例の一部改正についてから、議第43号市有地の貸し付けについてまで、以上4件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上4件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、以上4件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第44号市長専決処分についてから、議第49号市長専決処分についてまで、以上6件に対する各委員長の報告は、いずれも承認すべきものとの報告であります。以上6件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、以上6件は、各委員長報告のとおり

り承認されました。

次に、日程第2により、所管事務調査の件を議題といたします。

各常任委員会委員長から、会議規則第104条の規定に基づき閉会中も引き続き所管事務調査を行いたい旨の申し出がなされております。

お諮りいたします。各常任委員会委員長から申し出のとおり閉会中も引き続き所管事務調査を行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中も引き続き所管事務調査を行うことに決定いたしました。

次に、日程第3により、議第50号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、及び議第51号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、以上2件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

○市長（浜田 博君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第50号及び議第51号は、本市固定資産評価審査委員会委員として、安部朝男氏及び高橋進氏を選任いたしたいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願いいたします。

○議長（松川峰生君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議第50号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、議第50号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、議第51号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、議第51号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第4により、議第52号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてから、議第54号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてまで、以上3件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

○市長（浜田 博君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第52号、議第53号及び議第54号は、本市職員懲戒審査

委員会委員として、森山義治氏、釜堀秀樹氏及び大野光章氏を任命いたしたいので、地方自治法施行規程第17条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願いいたします。

○議長（松川峰生君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議第52号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、議第52号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、議第53号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、議第53号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、議第54号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、議第54号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第5により、議第55号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてから、議第57号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてまで、以上3件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

○市長（浜田 博君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第55号、議第56号及び議第57号は、人権擁護委員として、早野伸氏、高尾加代子氏及び安達美和子氏を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願いいたします。

○議長（松川峰生君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、

討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議第55号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、議第55号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、議第56号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、議第56号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、議第57号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、議第57号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第6により、報告第3号平成22年度別府市一般会計繰越明許費繰越計算書の提出についてから、報告第10号市長専決処分についてまで、以上8件の報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

（副市長・友永哲男君登壇）

○副市長（友永哲男君） 御報告いたします。

報告第3号は、平成22年度別府市一般会計補正予算（第5号）において、繰越明許費として議決をいただきました道路改良事業など計25事業について、報告第4号は、平成22年度別府市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）において、繰越明許費として議決をいただきました公共下水道事業について、それぞれ繰越額が確定し、繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものであります。

報告第5号は、平成22年度別府市水道事業会計予算繰越計算書の提出についてであります。

地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、施設拡張改良事業及び配水管整備事業につきまして、これらの事業に係る予算を平成23年度に繰り越しましたので、同条第3項の規定により、議会に報告をするものであります。

報告第6号は、障害者基本法第9条第3項の規定に基づき、別府市障がい者計画を策定しましたので、同条第8項の規定により議会に報告するものであります。

報告第7号から報告第9号までの3件は、本市が出資いたしております法人につきまして、その経営状況を説明する書類を、地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に提出するものであります。

報告第7号は、別府市土地開発公社の平成22年度決算書の提出であります。

別府市と連携のもと、経費節減等効率的な経営に努めながら、保有用地の処分事業等を推進してまいりました。その概要は、公有地処分事業では、同和対策事業用地を別府市に売却処分いたしました。土地造成事業用地処分事業は、現在の経済環境の中、誘致が難しい状況であった等の報告でございます。

報告第8号は、財団法人別府市総合振興センターの平成22年度事業収支報告書及び平成23年度事業収支計画書の提出であります。

平成22年度は、独自事業の温泉給湯や北浜海岸駐車場事業のほか、指定管理者事業と

して野口原及び実相寺のスポーツ施設や堀田温泉等の温泉施設など合計14事業を実施し、税引き後の当期純利益は298万3,000円となりました。平成23年度は、独自事業及び指定管理者事業で計12事業を実施するとの報告でございます。

報告第9号は、財団法人大分県東部勤労者福祉サービスセンターの平成22年度の事業報告書及び平成23年度事業計画書の提出であります。

平成22年度は、幅広い年齢層で利用できるよう新規事業を実施し、また経営の健全化、特に会員の拡充を大きな目標として取り組み、平成23年3月末現在の事業所数は756社、会員数2,785名で、会員数は730名の大幅な増加で推移しております。平成23年については、生活安定に係る事業、健康の維持増進に係る事業及び自己啓発、余暇活動に係る事業等を計画しているとの報告でございます。

報告第10号は、公用車による交通事故の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により市長において専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

以上、8件について御報告申し上げます。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（松川峰生君） 以上で、当局の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

○24番（泉 武弘君） 総合振興センターの報告事項について、若干の質疑をさせていただきます。

私は、総合振興センターはすでに役割を終えた、こういう視点で何度となく総合振興センターの改組について言及してきました。こういう中であって別府市は、第三セクター検討委員会というものをつくって、第三セクターの存続のあり方についていろいろ協議してきましたけれども、雲散霧消、かけ声だけに終わり、総合振興センターがどのようにあるべきかという結論は出ていません。

今、企画部長になっています当時の企画課長が、総合振興センターの将来について言及を議会ですべていたしています。今一度お尋ねしますが、総合振興センターの今後について、別府市はどのようなお考えを持っているのか、明確に御答弁を願いたいと思います。

○企画部長（大野光章君） お答えをいたします。

昨年の6月議会でも答弁させていただきましたとおり、振興センターにつきましては、現在指定管理を受けている部分もありますし、自主事業もありますが、今後事業の縮小方向、そして将来的には、また場合によっては解散の方向、そういったものも模索していきたいと考えております。

なお、本年度につきましては、公募でありました温泉施設1施設についてからの撤退をすでに実施しております。

○24番（泉 武弘君） 総合振興センターの問題点は、給与が高過ぎる、これに尽きると思うのですね。それから、競争原理が働いていない。

こういう給与ということで理解をしいのかどうかお尋ねしますが、正規職員の平均給与は582万円、このようになろうかと思えます。また、総合振興センターには契約従業員が25名いますけれども、こういう方々の平均年収は157万円、パート従業員が34名いますが、こういう方々は何と91万円しかありません。

言葉は適切かどうかわかりませんが、おことわりしておきます。この600万になんなんとする正規の職員が、約60名の非正規職員の口入れをやっているというふうにも言えないことはないのではないかと、このように考えています。今言った正規職員の平均給与並びに契約従業員、パート従業員の平均給与賃金は、今の金額でいいのかどうか、御答弁ください。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えします。

平成23年度の収支計画に載っております人件費、これを正規職員あるいは非常勤職員、臨時職員で単純に割りますと、今言ったような数字になろうかと思えます。

- 24番（泉 武弘君） 市長は、「健全な競争なくして発展なし」ということを、イズミ誘致のときに言われましたね。私は、あの言葉が今でも耳に残っていますし、まさに言い得た名言だなと思っています。

市長、総合振興センターに指定管理をお願いしています実相寺それから野口原、志高野営場が、指定管理の期間が24年で実は終わるのです。この三つだけで2億円を実は超しているのですよ。2億円の指定管理料を払って、競争もさせなかった。民間の参入を拒んでしまった。任意による指定管理を実はやっている。総合振興センターを見ますと、トータルで4億1,000万の事業をやっていますけれども、この中で総合振興センター独自でやっているのは、わずか5,900万なのです。指定管理料で3億5,700万。総合振興センターが立ち行くためには、指定管理がなければ実はやっていけない、これは数字的に明らかなのですね。

そこで、お尋ねします。「適正な競争なくして経済の発展がない」、こうまで言い切った市長、そして、さきの選挙で「行政効率を上げる」、こう選挙公約でも言っています。市長、24年に指定管理が解ける野口原、実相寺、志高野営場について、まさか今までのような競争によらない任意の指定管理をするというふうなお考えはないでしょうか。市長から御答弁を願います。

- 企画部長（大野光章君） お答えいたします。

ただいまの質問に関しましては、市の行政経営会議の中で判断をしております、今後は指定管理等の検討委員会、こちらの方に諮問をまずするような形になりますが、基本的に3グループとも振興センターの任意指定ということでいきたいという方針を固めております。

- 24番（泉 武弘君） 地方自治法2条14項の、最少の経費で最大の効果を上げる。これは、行政事務を執行する場合の基本原則ですね。2億を超える指定管理料を、任意で指定管理者に任せる。最少の経費というのはどこで判断できるのですか、部長。具体的に説明してください。

- 企画部長（大野光章君） まず、任意指定に至った経緯を若干説明させていただきます。（「いい。時間が無い」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。

それから、議員がおっしゃった2条第14項の関係ですけれども、これにつきましては、基本的に努力義務と考えております。振興センターの方につきましても、各施設のサービス向上、時間延長等をやっていただいておりますし、また、当然市100%出資の団体でありますので、行財政改革、こちらにも取り組んでいただいております。すでに給与の10%カット、それから昇給の延伸、それから新採用の平成12年度からの凍結ということで、すでに行革にも市と同様の道を歩んでいただいていると考えております。

- 24番（泉 武弘君） 異な答弁をいただきましたね。税を執行して指定管理者を選定するわけでしょう。その指定管理者となるべき事業に競争原理が働かない。任意指定というのは、競争させないわけですから。その価格は妥当かどうかという競争もさせないでこの金額が妥当というのは、私は市民の理解が得られないと思えますよ。ましてや、市民の税金2億円以上を使うわけでしょう。

これは、別府市からちょうだいしている給与を見ていきますと、21年度年間平均給与を見ますと、総合振興センター650万から699万が1名。次、いいですか、部長、600万から649万までが7名。550万から599万までが9名、このようになっていきます。競争させたらどのような結果になるかは定かではありませんけれども、もし総合振興センターが指定管理者にならない場合には、人件費も確保できないのでしょうか。それ

を危惧しているから、あなたが言うように100%出資だから任意指定をする。そして、企画・サービスにおいてサービスしてくれる、こういう今答弁をしたわけだ。しかし、それは論拠のないことなのですね。市民は、公的施設の指定管理をやるのだったら、なるべく税金の支出が少ない方が言い。これはもう、だれが考えても当たり前なのです。だから行革をやりましょう、こう言っている。

きょうでも明らかになったのは、あなた方は、あくまでも総合振興センターを守ってきたいのです。泉武弘は、税の執行の場合は競争原理を使いなさいよ、納税者の視点で物事に取り組みなさいよ、こう言っている。余りにも皆さんと私との間には、行政にかける基本的な違い、これが今の質疑で明確になりました。

さらにお尋ねします。23年度決算で赤字決算見込みになっていますね、赤字見込みになっている。このような中で別府市は、退職者を各種団体に派遣しています。別府市総合振興センター専務理事、月額20万円、期末手当あり。別府市観光協会、月額22万円、期末手当あり。社会福祉法人、20万2,100円、期末手当、管理職手当あり。このようになっています。これだけではないのですよ。今のは、際立ったものだけを報告したのです。

そこで、お尋ねしますけれども、総合振興センターに元市役所OB、部長級でやめられた方を現在理事として採用していますが、この方がいなければ総合振興センターというのは経営できないほど職員の質が低いのですか。この方がいなければ総合振興センター、いわゆる別府市のOBを雇い入れないと総合振興センターというのはやっていけないのですか。どうですか。そこを御答弁ください。

○企画部長（大野光章君） ただいまの御指摘に関しましては、当然内部にも優秀な人材が育っていると思いますので、今後また人材育成等によりまして内部登用、こういったものも検討できるのではないかと考えております。

○24番（泉 武弘君） 部長、そうなのです。そうしないと組織が育っていかないの。例えば、シルバー人材センターもそうでしょう。ここに一覧表をいただいている中で、本当にこういうところに市役所OBが、言い方をかえれば天下り、こういうことを続けていって、言葉で「行革」と言いながら、それに反する実態がある中で、納税者の理解が得られるかということを考えますと、私は無理だと思います。また、そういうことはあってはならないというふうに、私、泉武弘は考えています。

先ほど、言葉が適切かどうかわからないということを行いました。海浜砂湯ですね。実はあそこをよく歩くのです。もう皆さん、真っ黒になっています。朝日がずっと当たるのです。市長。あそこの皆さんの給料は、先ほど申しあげました。100万ちょっと超えたぐらいなのです。それを管理するために600万の正規職員が3名いる。総合振興センターを即廃止しないのであれば、賃金が現場で働いている人の方に比重が行くような方法は、市長、考えられませんか。市長の考えを教えてください。市長が答弁してください。

○企画部長（大野光章君） お答えいたします。

ただいまの御指摘の関係につきましては、また振興センターの内部の給与体系それから支払いの体系、手当等に関連する部分がありますので、またそれぞれの組織の中、施設によってもまた待遇が違ってくると思います。昨今では砂かけのマイスター制度、こういったものも取り組んだ中で手当の上乗せ、こういったことも検討しておりますので、それぞれの能力等に応じた給与体系を今後目指していくべきと考えております。

○24番（泉 武弘君） 市長、今、部長が答弁したでしょう。それが本当なのです。マイスターというのが、来られた方が新聞に大きく報ぜられましたね。それだけ努力をしているのですよ。そういう現場で働いて努力している人に、より多く賃金をというのは、これは当たり前なのです。

基本的には市長が総合振興センターの改組について決断しなければ、私が幾ら言っても成就しません。ただ、今指摘したような問題は、市長の裁量で、また指図でどうでもなる問題なのです。ぜひとも改善をしてほしいな、このように思います。

それでは、最後にもう一回だけお尋ねします。市長、行財政改革は聖域がないと私は考えているのです。この総合振興センター平均給与を先ほど言いましたけれども、このほかにも管理職手当、部長3万5,000円、次長3万円、課長2万5,000円から2万円、諸手当としては扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外、深夜手当、民間に比べて高いんです。そこを任意のいわゆる相手として競争させないということは、それは「行革」という言葉が踊っているだけなのです。

24年で切れますこの任意の指定管理者、今回はこの3部門、実相寺、志高それから野口原。絶対に競争による指定管理者をしてくれるように強く望んで、質疑を終わります。

○議長（松川峰生君） ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切ります。

以上8件の報告は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に、日程第7により、議員提出議案第6号東日本大震災の復興支援と総合的な復興ビジョン策定を求める意見書から、議員提出議案第10号原発の安全対策強化と原発からの撤退を求める意見書まで、以上5件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第6号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（8番・荒金卓雄君登壇）

○8番（荒金卓雄君） 議員提出議案第6号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

東日本大震災の復興支援と総合的な復興ビジョン策定を求める意見書

本年3月11日に発生した東日本大震災は、日本の観測史上最大のマグニチュード9.0を記録した。巨大津波は東北地方や関東、北海道に至る広い地域に甚大な被害をもたらし、尊い人命が数多く失われ、いまだ1万人以上が行方不明となっている。被災された方々は今なお不自由な避難生活を余儀なくされており、一日も早い生活再建と被災地の復旧・復興が強く求められている。

あわせて、港湾や農地が破壊された農林水産業や、交通インフラ分断の影響により生産活動の縮小した経済状況からは、激甚災害指定や被災者生活支援制度の拡充はもとより、新たな法制度による措置等、従来の災害復旧支援を超えた対策が求められる。

さらに、高濃度の放射能汚染が生じた「東京電力福島第一原子力発電所」の事故対応では、国の責任のもと、最終的な収束まで予断を許さず、徹底した対策を講ずるべきである。

また、震災に対する海外の反応は、日本の経済・安全に懸念を示しており、海外からの投資・輸出入に影響を与えている。こうしたことから日本全体に影響を及ぼす経済的打撃の克服、既存原発の安全性確保、新たな地震・津波対策等、政府が具体的に総合的な復興ビジョンを策定することは、国民への重要なメッセージとなり、国際的信頼を取り戻す必須の第一歩と考える。

よって、国及び政府におかれては、震災復興に向けた総合的な復興ビジョンを速やかに策定するとともに、下記の事項を強く要望する。

記

- 1 被災地への復興支援策の実施とともに、震災によるこの国家的危機に当たり、国民の生命と財産を守る防災対策を初めとする新たな安全確保事業を国家プロジェクトとして実施すること。
- 2 今回の大震災は、歴史上類例を見ないほど広域かつ複合的な災害であり、このため復興に当たっては、一元的かつ総合的な機関を設置し、既存制度の枠組みを超える対策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月28日

別府市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(松川峰生君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第6号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。次に、議員提出議案第7号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(10番・市原隆生君登壇)

○10番(市原隆生君) 議員提出議案第7号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

公立学校施設における防災機能の整備を求める意見書

これまで公立学校施設は、大規模地震や豪雨等の非常災害時には地域住民の防災拠点として中心的な役割を担ってきました。この度の東日本大震災においても、多くの被災住民の避難場所として利用されるとともに、必要な情報を収集また発信する拠点になるなどさまざまな役割を果たし、その重要性が改めて認識されています。しかし、一方で、多くの公立学校施設において、備蓄倉庫や自家発電設備、緊急通信手段などの防災機能が十分に整備されていなかったため、避難所の運営に支障を来し、被災者が不便な避難生活を余儀なくされるなどの問題も浮き彫りになりました。こうした実態を踏まえ、現在、避難所として有すべき公立学校施設の防災機能のあり方について、さまざまな見直しが求められています。

政府は、公立学校施設の学校耐震化や老朽化対策等については、地方自治体の要望にこたえ、毎年予算措置等を講ずるなど積極的な推進を図っていますが、本来これらの施策と並行して全国的に取り組まなければならない防災機能の整備向上については、十分な対策が講じられていないのが実情です。

よって、政府におかれては、大規模地震等の災害が発生した際、公立学校施設において、地域住民の「安全で安心な避難生活」を提供するために、耐震化等による安全性能の向上とともに、防災機能の一層の強化が不可欠であるとの認識に立ち、下記の事項について速やかに実施するよう強く要望します。

記

1 公立学校施設を対象として、今回の東日本大震災で明らかになった防災機能に関する

る諸課題について、阪神・淡路大震災や新潟県中越沖地震など過去の大規模災害時における事例も参考にしつつ、十分な検証を行うこと。

- 2 公立学校施設を対象として、避難場所として備えるべき必要な防災機能の基準を作成するとともに、地方公共団体に対しその周知徹底に努め、防災機能の整備向上を促すこと。
- 3 公立学校施設を対象として防災機能の整備状況を適宜把握し、公表すること。
- 4 公立学校施設の防災機能を向上させる先進的な取り組み事例を収集し、さまざまな機会を活用して地方公共団体に情報提供すること。
- 5 公立学校施設の防災機能向上に活用できる国の財政支援制度に関して、地方公共団体が利用しやすいよう制度を集約し、窓口を一元化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月28日

別府市議会

内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣
国土交通大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(松川峰生君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第7号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第8号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(1番・森 大輔君登壇)

○1番(森 大輔君) 議員提出議案第8号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

原子力発電所の安全対策の強化等を求める意見書

去る3月11日に発生した国内最大のマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震と、これに伴う巨大津波は、東北地方を中心に数多くの尊い命を奪い、沿岸地方に破壊的な被害をもたらした。

加えて、東京電力株式会社福島第一原子力発電所では、地震発生時に運転していた原子炉は自動停止したものの、地震直後に放射能漏れは起きていた。地震で電柱や配管が打撃、津波の到達時前に非常用電源も停止した。その結果、原子炉や使用済み燃料プールの冷却機能が喪失し、大量の放射性物質が放出され、我が国で初めて原子力災害対策特別措置法に基づく「原子力緊急事態宣言」が発令された。

さらに、原発事故の深刻度が国際原子力事象評価尺度(I N E S)による暫定評価で最

悪のレベル7に引き上げられ、大地震から3カ月を経た今も周辺地域では広範囲な避難指示のもと、多くの住民が避難生活を余儀なくされているほか、農作物の汚染や風評被害も深刻化している。

とりわけ、今回の原発事故は、原発立地地域住民のみならず、隣接県などを含めると日本全国どこでもひとたび原発事故が起きれば放射性物質による被害の危険性があることを示しており、国民の原発に対する不安は高まっている。

現在のエネルギー事情を踏まえ、原子力発電所について徹底した安全対策を早急に構築し、不安の払拭に努めることは国の責務である。

よって、国及び政府は、福島第一原子力発電所の事故の一刻も早い収束と原因究明はもとより、国内すべての原子力発電所の周辺住民の安全・安心を確保するため下記の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 今回の事故原因の詳細な調査を踏まえ、耐震設計審査等の安全指針について見直しを行うこと。
- 2 地震対策、津波対策などの安全対策について改めて点検を行うとともに、抜本的な対策を講じ、国民の安全・安心の確保に努めること。
- 3 原子力の安全確保等に関する情報公開、住民への説明、広報の充実強化を図ること。
- 4 今回の事故を受け、国の防災基本計画や原子力防災指針等の見直しを早急に行うこと。
- 5 今回の事故による風評被害を防止し、特に輸出品や観光などへの海外からの懸念を払拭するよう万全の対策に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月28日

別 府 市 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
農 林 水 産 大 臣
経 済 産 業 大 臣
内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (防 災 担 当)
内 閣 官 房 長 官 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(松川峰生君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第8号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。次に、議員提出議案第9号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(2番・三重忠昭君登壇)

○2番(三重忠昭君) 議員提出議案第9号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会にとっても極めて重要なことです。現在の社会経済不安の中で、経済的な理由から高校生の中途退学者もふえています。また、家庭の所得の違いによって子どもたちの教育や進路に影響が出ないようにするために、就学援助・奨学金制度の拡充など、公教育の基盤充実が不可欠です。

現在、多くの都道府県で、児童生徒の実態に応じきめ細かな対応ができるようにするために少人数教育が実施され、保護者や子どもたちから大変有益であるとされています。しかし、教育予算についてGDPに占める教育費の割合は、OECD諸国の中で日本は最下位となっています。さらに、義務教育費国庫負担金の負担割合が縮小されたことにより、地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、学校施設などを含めて教育環境の整備が厳しい状況となりつつあります。自治体の財政力や保護者の所得の違いによって子どもたちが受ける教育水準に格差があってはなりません。

教育は、未来への先行投資であり、子どもたちが全国どこに住んでいても一人一人にきめ細かな教育が受けられる必要があります。そのため、教育予算を国全体として確保・充実させる必要があります。

そこで、教育予算拡充のために、以下のことを求めます。

記

- 1 子どもたちに教育の機会均等と教育水準を保障するために、必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 2 きめ細かい教育の実現に向けて、学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月28日

別府市議会

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(松川峰生君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、

討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第9号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。次に、議員提出議案第10号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(15番・平野文活君登壇)

○15番(平野文活君) 議員提出議案第10号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

原発の安全対策強化と原発からの撤退を求める意見書

原発の危険性については、これまでも各方面から指摘をされてきた。しかし、歴代政府と電力会社は、「安全神話」にしがみつき、原発推進政策を進めてきた。今回の福島第一原子力発電所の重大事故は、事実をもって原発の危険性を国民の前に明らかにした。

安全確保のためには、放射性物質を完全に閉じ込め冷やし続けることが必要だが、その点で現在の原発技術は未完成である。また、半減期が万年単位の危険物質を含む使用済み核燃料を安全に処理する技術も未完成のまま各原発内に貯蔵しており「トイレなきマンション」と言われているが、その貯蔵容量の限界も迫っている。そうした施設を世界有数の地震国、津波国である日本に54基も集中的に立地し、さらに14基も新增設する計画であったことは、極めて異常と言わざるを得ない。

よって、国及び政府に対して、次のことを強く求めるものである。

記

- 1 原発からの撤退を政治的に決断し、原発ゼロに向けた期限を決めたプログラムを確定すること。
- 2 現在の安全基準を抜本的に見直し、全原発を総点検し、全データを公表すること。その結果に基づき浜岡原発に限らず、危険な原発については廃炉を決断すること。
- 3 原発は、運転停止後も廃炉まで20年かかると言われており、その間の安全対策は万全を期すこと。そのためにも強力な権限と体制を持ち、経済産業省などの推進機関から完全に独立した規制機関を確立すること。
- 4 原発に代わる自然エネルギーの開発と普及・促進、低エネルギー社会への移行のために、最大限の知恵と力を注ぐこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月28日

別府市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
経済産業大臣
内閣官房長官 殿

以上の意見書への御賛同を、よろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(松川峰生君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第10号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松川峰生君） 起立少数であります。よって、本件は、否決されました。

次に、日程第8により、別府市農業委員会委員の推薦を行います。

本件に関しましては、今年の第2回市議会定例会において、本市議会が推薦いたしました農業委員会委員の内田有彦氏、首藤正氏、以上2名の方々が、平成23年7月19日付をもって任期満了となりますことから、市長より議長あてに後任者の推薦依頼がありました。よって、この際、本市議会が推薦した委員2名の後任者の推薦を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、別府市農業委員会委員の後任者の推薦を行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。後任者2名の人選方法につきましては、指名推選により行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、人選の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

別府市農業委員会委員の後任として、佐藤日出子氏、伊藤公代氏、以上2名の方々を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました2名の方々を、別府市農業委員会委員の後任として推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました2名の方々を後任の別府市農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

次に、日程第9により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付いたしておりますように、議員派遣の申し出があります。

お諮りいたします。各議員から申し出のとおり議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、各議員から申し出のとおり議員派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情により変更または中止については、その決定を議長に委任していただきたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任することに決定いたしました。

以上で、議事のすべてを終了いたしました。

お諮りいたします。以上で平成23年第2回別府市議会定例会を閉会したいと思います
が、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、以上で平成23年第2回別府市議
会定例会を閉会いたします。

午前11時39分 閉会